

もしも、契約をしてしまったら… あきらめないでクーリング・オフの利用を！

～契約は、よく理解して慎重に 5月は消費者月間です～

クーリング・オフとは

クーリング・オフできる期間は

●訪問販売・電話勧誘販売、クレジット契約

など⇒契約書面を受け取った日から**8日間**

●内職・マルチ商法など⇒契約書面を受け取つ

た日から**20日間**

※注意：3,000円以上の取り引きからクーリング・オフができます。

訪問販売のように、突然訪れた販売員の言葉巧みなセールスに、その場で契約をしてしまい後悔することができます。クーリング・オフ（冷却期間）は、そのような消費者を救うための制度です。

クーリング・オフの方法

- ①必ずはがきまたは内容証明郵便などの書面で行います。
- ②契約をやめたい旨を書いて、両面コピーを取って保管します。
- ③郵便局の窓口に行き、配達記録郵便（書留）で販売会社に出します。（クレジットで購入した場合は、クレジット会社へも通知します）
- ④窓口で配達記録郵便物受取証をもらい、保管します。この受取証とはがきのコピーがクーリング・オフした証明になります。

[はがきで行う方法]

平成〇〇年〇〇月〇〇日	担当者	申込（契約）年月日	□□□-□□□
いなべ市〇〇町〇〇△△△番地花子	金額	年月日	
なおお支払い済みの○○○円を返金し、商品を引き取つて下さい。			□□□
様	商品名	販売会社名	
払込みを撤回（解約解除）します。			○○株式会社 ○○様
（簡易書留）			

問北地域包括支援センター（社協北勢支所内）	T 82-1616	F 72-3147
問南地域包括支援センター（大安庁舎内）	T 78-3520	F 78-1114
問藤原庁舎 農林商工課	T 46-6309	F 46-6319

下水道情報

宅内污水ますの点検、清掃をしましょう

宅内污水ますは、定期的に点検や清掃をしましょう。特に、ごみ取り機能のついたますや、貯留式の溜ますについては、清掃を怠ると水のひきが悪くなり、台所や風呂、洗濯機とのパイプのつなぎ目から水があふれ、床や床下が水浸しになる可能性もあります。

また、調理用の油やトイレ掃除で使用した水溶性の便座拭きなどが原因で、管路内の水の流れが悪くなることがあります。最悪の場合、管が閉塞してしまい再度工事が必要という事態になります。

清掃は、ホースで水圧を上げて洗浄したり、ホームセンター等で市販されている道具でも簡単にできたりしますが、どのようにしたらいいのかわからない場合は工事をした業者へご相談ください。手間のかかる作業ですが、カレンダーに記すなどして点検、清掃の習慣をつけてください。

※汚水ますごとに構造や働きが異なりますので、維持管理の方法については、工事をした業者へお問い合わせください。

■ご注意ください！

最近、市役所から依頼されたかのように装った業者が家庭を訪問し、排水管の点検や清掃を促し、作業後に法外な請求を受けた例もあるようです。市役所では、そういった依頼をしていませんので、不審な業者にはご注意ください。点検や清掃をされる場合は、会社名を聞く、名刺をもらう、見積書をもらう、家族や知人、工事をした業者に相談するなどの対応をしましょう。

問北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260